

事業主のみなさまへ

# 障がい者雇用 ハンドブック

令和6年度版

# はじめに

障がい者の雇用については、積極的に取り組む企業が増えつつある一方で、まだ多くの障がい者が働く場を求めているのが現状です。

このような状況の中で、関係機関が行っている障がい者雇用支援の取組みをこのハンドブックに取りまとめております。企業の皆様が障がい者雇用に関するご理解を深めていただくための一助としてご活用いただければ幸いです。

## 県の障がい者の就業を応援する取組み

関係機関の連携促進や、企業に対する障がい者の理解促進、雇用の検討を促す取組み等を通し、障がい者の就業機会の創出を目指しております。

|             |   |
|-------------|---|
| 関係機関の連携促進   | 支援機関や団体、行政等の障がい者雇用応援会議の開催                         |
| 障がい者雇用意欲の喚起 | 障がい者雇用支援コーディネーターの配置、企業向け障がい者雇用促進セミナーの開催等          |
| 障がい者のスキルアップ | 「障がい者就業支援員」の配置による、実習や職業訓練（インターンシップコース）を受け入れる企業の開拓 |

## 障がい者雇用事業主の認定制度

**山形県障がい者雇用優良事業主認定制度** 実施主体：山形県

積極的に障がい者を雇用する事業主を県が認定し、その優れた取組みを広く周知することで、障がい者の雇用促進につなげていく制度です。

◆認定されると、

- ・当制度のシンボルマークを会社案内や名刺などに使用することが可能となり、障がい者の雇用に積極的に取り組んでいることを対外的に明示することができます。
- ・県がホームページ等を通じて企業名や取組内容などを広く紹介します。



【 問合せ先 】

山形県産業労働部 雇用・産業人材育成課 ☎ 023-630-2711

県 HP:<https://www.pref.yamagata.jp/110009/kenfuku/shogai/shuro/shuuroushien/shogaishakoyo-yuryo.html>

**障害者雇用優良中小事業主認定制度** 実施主体：国（労働局）

厚生労働大臣が、障がい者の雇用の促進や安定に関する取組みなどの優良な中小企業を認定する制度（通称：もにす認定制度）です。雇用する労働者の数が常時 300 人以下である事業主が対象となります。

◆認定されると、

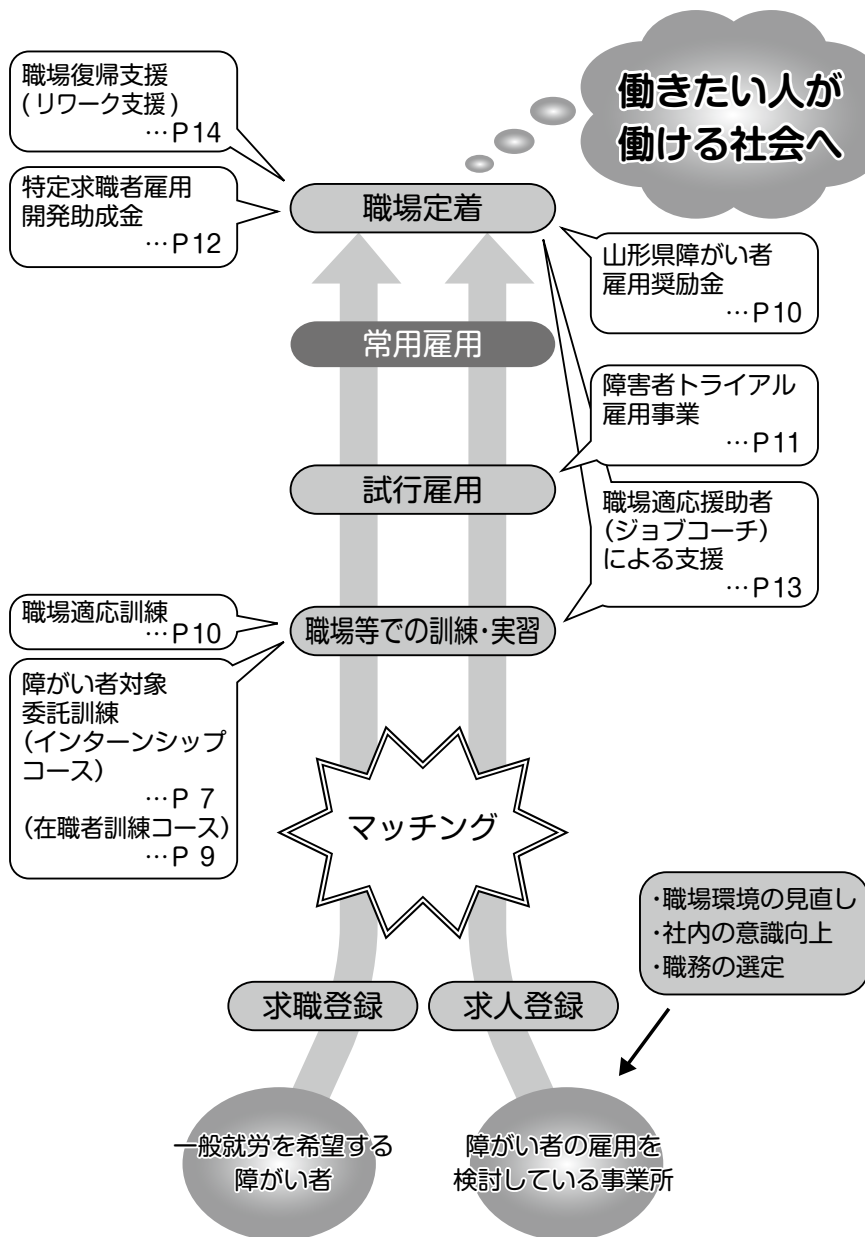
- ・自社商品・サービス・広告などのほか、ハローワークの求人票に認定マークを表示することができます。
- ・厚生労働省や労働局のホームページに掲載され、社会的認知度を高めることができます。
- ・日本政策金融公庫の「働き方改革推進支援資金」の低利融資の対象となります。
- ・地方公共団体の公共調達及び国と地方公共団体の補助事業の加点評価を受けることができる場合があります。



【 問合せ先 】 最寄りのハローワーク

# 障がい者雇用のための支援策

## 障がい者の就労・雇用へのステップ



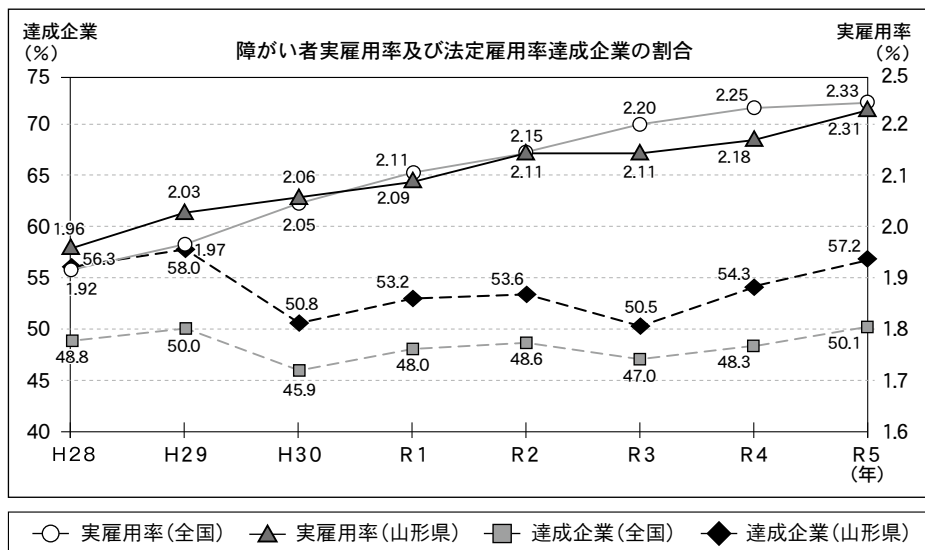
## 障がい者数と雇用実態

### 1 障がい者数

山形県の障がい者数（手帳所持者）は約65,600人（うち18歳以上は約63,500人）です。身体障がい者は約49,300人、知的障がい者は約9,400人、精神障がい者は約6,900人となっています。

### 2 障がい者雇用の状況

山形県の民間企業における障がい者の実雇用率は前年を上回る2.31%となっています。雇用率達成企業の割合は57.2%と全国平均50.1%を上回っている状況にあります。



### 法定雇用率とは…

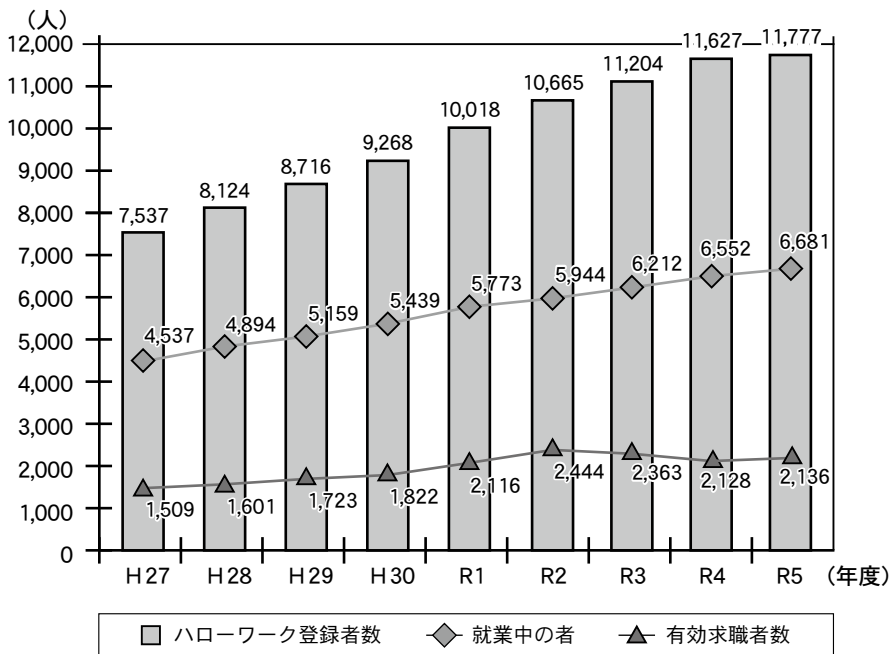
「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、「障害者雇用率制度」が設けられており、常時雇用している労働者数の一定の割合（法定雇用率）に相当する人数以上の障がい者を雇用することが義務づけられています。

※(参考) 民間企業の法定雇用率

|                      |                     |
|----------------------|---------------------|
| 令和 8年7月～             | 2.7% (37.5人以上の民間企業) |
| 令和 6年4月～             | 2.5% (40.0人以上の民間企業) |
| 令和 3年3月1日～令和 6年3月31日 | 2.3% (43.5人以上の民間企業) |
| 平成30年4月1日～令和 3年2月28日 | 2.2% (45.5人以上の民間企業) |
| 平成25年4月1日～平成30年3月31日 | 2.0% (50.0人以上の民間企業) |
| 平成10年7月1日～平成25年3月31日 | 1.8% (56.0人以上の民間企業) |

### 3 障がい者の就業状況

県内では、ハローワーク登録者のうち約6,700人が働いています。障がい者雇用に前向きに取り組む企業も増えつつありますが、その一方で働きたいと思いながら就職がかなわない障がい者も約2,100人います。



## 障害者雇用納付金制度

障がい者を雇用するには、作業施設や設備の改善、職場環境の整備、特別の雇用管理等が必要とされることが多く、経済的負担が伴うことから、雇用義務を履行している事業主と履行していない事業主とではその経済的負担に差が生じることとなります。

障害者雇用納付金制度は、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者を雇用することは事業主が共同して果たしていくべき責任であるとの社会連帯責任の理念に立って、事業主間の障がい者雇用に伴う経済的負担の調整を図るとともに、障がい者を雇用する事業主に対して助成、援助を行うことにより、障がい者の雇用の促進と職業の安定を図るため「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき設けられた制度です。

### 【納付金及び調整金制度】

|           |  |                             |   |
|-----------|--|-----------------------------|---|
| 事業主の規模    | 常時雇用する労働者（※）が100人を超える事業主               |                             | 常時雇用する労働者が100人以下の事業主  |
| 障害者雇用率    | 雇用する障がい者が法定雇用率（2.5%）に満たない事業主           | 法定雇用率を超えて障がい者を雇用する事業主       | 一定数を超えて障がい者を雇用している事業主<br><small>（詳しくはホームページをご覧ください）</small> |
| 納付金又は調整金等 | 不足する障がい者数に応じ、1人につき月額50,000円の障害者雇用納付金納付 | 超過1人につき月額29,000円の障害者雇用調整金支給 | 超過1人につき月額21,000円の報奨金支給                                      |

※「常時雇用する労働者」には「短時間労働者（週の所定労働時間20時間以上30時間未満）」が含まれる。

### 【 問合せ先 】

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構山形支部  
高齢・障害者業務課

〒990-2161 山形市漆山1954 ☎ 023-674-9567  
FAX 023-687-5733 URL <https://www.jeed.go.jp>



## 障がい者対象委託訓練（インターンシップコース）

山形県では、障がい者の雇用の促進を図るため、就職に必要な知識・技能の習得を目指す障がい者の方々のための職業訓練を行っています。インターンシップコースは、実際に企業などで訓練を行い、より実践的な知識と技能の習得を目指すものです。

|      |  |
|------|--|
| 実施主体 | 県（山形職業能力開発専門学校・庄内職業能力開発センター）   |
| 対象者  | ハローワークに求職登録している障がい者  |
| 期間   | 原則1ヶ月から3ヶ月<br>※訓練内容及び訓練実施期間等は、相談のうえ設定します。  |
| 支給額  | 事業主に対し、次の委託費を上限として支給します。<br>・中小企業である場合は、訓練生1人1ヶ月あたり90,000円（外税）<br>・中小企業以外の場合は、訓練生1人1ヶ月あたり60,000円（外税）<br>訓練期間中の訓練生に対する賃金の支払いは不要です。  |
| 特記事項 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●インターンシップコースは採用いただく前の実践的な職業訓練（職場内訓練）であり、訓練終了後に他の制度の活用が可能です。<br/>例）インターンシップコース後にトライアル雇用（P 11）を活用する<br/>例）インターンシップコース後に職場適応訓練（P 10）を活用する<br/>例）インターンシップコース後にジョブコーチ（P 13）を活用する<br/>例）インターンシップコース後に雇用いただき、特定求職者雇用開発助成金（P 12）を活用する</li> <li>●就労移行支援事業所や就労継続支援（A型・B型）事業所をご利用の方は一定の要件を満たせば施設外支援として実施いただけます。</li> </ul> |

### 【 問合せ先 】

#### （内陸地区）

山形県立山形職業能力開発専門学校

〒990-2473 山形市松栄2-2-1

☎ 023-644-9227 FAX 023-644-6850

URL <https://skillup.yamagatanoukai.jp/handy/>



#### （庄内地区）

山形県立庄内職業能力開発センター

〒998-0102 酒田市京田3-57-4

☎ 0234-31-2700 FAX 0234-31-2710

URL <https://www.shonai-noukai.jp>





## ～ インターンシップコースの能力習得事例 ～

本事業では、訓練生である障がい者の特性・希望職種など、またインターンシップコース受入事業所の業務や職場環境などに応じて、様々な訓練を実施しています。

### 例① 事務処理能力の習得

訓練内容…取引の業務により生じる電子データや帳票データをパソコンで処理する能力を習得する。

仕上り像…上司の指示に従い、正確にデータ処理ができること。

### 例② 製品最終処理能力の習得

訓練内容…クリーニングされた手拭製品を素早くたたみ、袋詰め機の正確な位置に流し込む処理能力を習得する。

仕上り像…スピード感を保ち正確に処理することを一定時間継続できること。

### 例③ 商品整理・品出業務能力の習得

訓練内容…仕事のためのマナー及び食品や雑貨などの商品陳列を一人でできる能力を習得する。

仕上り像…挨拶・身だしなみといったマナーを身につけており、指導者の指示を受け、決められた作業時間内に商品を陳列し、作業の完了報告ができること。併せて、賞味期限や消費期限の管理業務に従った商品の整理ができること。

### 例④ 梱包前後処理業務能力の習得

訓練内容…完成品収納ダンボール箱組み立て及び収納済み完成品運搬用空プラスチックコンテナの製品別棚への返納処理能力を習得する。

仕上り像…空プラスチックコンテナと返納棚の区分の文字や番号を判別し、決められた棚に返納できること。

### 例⑤ 介護老人福祉施設での清掃業務の能力

訓練内容…介護の基礎知識を習得し、介護施設の清掃ができる能力を取得する。

仕上り像…介護施設で必要なマナーを身につけており、清掃用具の取扱い方法を理解したうえで、介護施設の食堂、風呂及びトイレなどの清掃ができること。併せて、業務指示の受け方、質問の仕方を身につけており、状況に応じた清掃ができること。

### 例⑥ 金属加工業務能力の習得

訓練内容…金属加工の基礎知識を習得し、金属加工機器の操作方法を習得する。

仕上り像…掲示された設計書から加工内容及び加工方法を読み取り、金属加工機器（ボール盤、フライス盤等）を操作して、納期限内に製品を仕上げることができる。

## 障がい者対象委託訓練（在職者訓練コース）

山形県では、在職中の障がい者が雇用を継続するために知識・技能の習得を目指す  
在職者訓練コースを実施しています。

県内企業等（就労継続支援A型事業所を含む）、障がい者及び支援機関等の  
方々のニーズに合わせて訓練を設定いたします。

|      |   |
|------|---|
| 実施主体 | 県（山形職業能力開発専門学校）   |
| 対象者  | 県内企業等に在職する障がい者等（就労継続支援A型事業所を含む）   |
| 期間   | 12時間～（目安：3時間×4日 など）   |
| 受講料  | 無料（別途、教材代等自己負担の場合あり）  |
| 実施形態 | <p>①知識・技能習得<br/>県が委託する民間教育訓練機関等が座学型で実施します。</p> <p>②指導員派遣<br/>在職する障がい者が現に勤務する企業等（就労継続支援A型事業所を含む）に、県が委託する民間教育訓練機関等の講師を派遣し、企業の状況に応じた訓練を実施します。<u>原則、企業の費用負担はございません。</u></p> |
| 特記事項 | <p>知識・技能習得／指導員派遣<br/>「こんな研修を実施して欲しい。」「うちの会社でこんな研修がしたい。」などがありましたら下記問い合わせ先までご連絡ください。<br/>※訓練コースに関する実施内容の要望、県内におけるニーズ及び実施要件等を総合的に勘案し、実施を検討させていただきますので、あらかじめご承知おきください。</p>  |

### 【 問合せ先 】

山形県立山形職業能力開発専門学校

〒990-2473 山形市松栄 2-2-1

☎ 023-644-9227 FAX 023-644-6850

URL <https://skillup.yamagatanoukai.jp/handy/>



## 職場適応訓練

職場環境への適応を容易にすることを目的とし、訓練後の雇用を期待して、知事が事業主に委託して行う職業訓練です。

|      |   |
|------|---|
| 実施主体 | 県（雇用・産業人材育成課）   |
| 対象者  | 障がい者など就職が困難な求職者   |
| 期間   | 一般：6ヶ月以内<br>（重度障がい者・中小企業：1年まで延長可能）<br>短期：2週間以内（重度障がい者：4週間以内）  |
| 支給額  | 事業主に対し、<br>一般：24,000円／1ヶ月／人（重度障がい者25,000円）<br>短期：960円／1日／人（重度障がい者1,000円）<br>訓練期間中、訓練生に対する賃金の支払いは不要<br>（訓練生には訓練手当を県が支給※）<br>※訓練生が雇用保険受給資格者→雇用保険の失業等給付による支給<br>※訓練生が雇用保険非受給者→国1／2、県1／2負担で実施 |

## 令和6年度山形県障がい者雇用奨励金

県内事業所における障がい者の雇用を促進するため、障がい者を新たに雇用した事業主に対して、奨励金を支給するものです。

|        |  |        |                              |                                |
|--------|--|--------|------------------------------|--------------------------------|
| 実施主体   | 県（雇用・産業人材育成課）  |        |                              |                                |
| 対象者    | ○雇用期間の定めのない雇用契約で令和6年4月1日～11月30日までに新たに障がい者を雇用した事業主。<br>○他にも支給要件がありますので詳しくは県ホームページをご覧ください。 |        |                              |                                |
| 支給額    | 障がい者の新規雇用を行った場合、以下の別表によりカウントした数人／50,000円（1事業主あたり200,000円が上限です。）（単位：人）                    |        |                              |                                |
|        |  |        | 週当たりの所定労働時間                  |                                |
|        | 障がい区分  | 30時間以上 | 20時間以上<br>30時間未満<br>（短時間労働者） | 10時間以上<br>20時間未満<br>（特定短時間労働者） |
|        | 身体障がい者   | 1      | 0.5                          |                                |
|        | 重 度  | 2      | 1                            | 0.5                            |
| 知的障がい者 | 1  | 0.5    |                              |                                |
| 重 度    | 2  | 1      | 0.5                          |                                |
| 精神障がい者 | 2  | 1      | 0.5                          |                                |

【 問合せ先 】

山形県産業労働部雇用・産業人材育成課

〒990-8570 山形市松波 2-8-1

☎ 023-630-2711（職場適応訓練担当） FAX 023-630-2376

☎ 023-630-2375（障がい者雇用奨励金担当）

## 障害者トライアル雇用事業

障がい者を試行雇用（トライアル雇用）することで、継続雇用のきっかけづくりを進める事業です。労働者の適性を確認した上で継続雇用へ移行することができ、障がい者雇用への不安を解消することができます。

|      |  |
|------|--|
| 実施主体 | 国（労働局）   |
| 対象者  | ハローワークに求職登録している障がい者  |
| 期間   | 原則3ヶ月（※週20時間以上の労働時間が必要）  |
| 支給額  | 雇用主に対し、最大40,000円×最長3ヶ月＝最大120,000円の助成金をトライアル雇用終了後に支給<br>※精神障がい者を雇用する場合は最長6ヶ月（8万円×3ヶ月、その後4万円×3ヶ月）  |
| 特記事項 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ジョブコーチによる支援を受けることもできます。</li> <li>・ 途中で中断して、常用雇用に移行することも可能です。</li> <li>・ トライアル雇用終了後、常用雇用移行に至らなかった場合、契約期間満了による終了となり、解雇とはなりません。</li> </ul> ◎他にも支給要件がありますので、最寄りのハローワークまでお問合せください。 |

※このほかに、「精神障がい者」または「発達障がい者」を試行的に週10時間以上20時間未満で雇用し、職場への適応状況や体調などに応じ、週20時間以上の就労を目指す**障害者短時間トライアル雇用制度**もあります。

### 【 問合せ先 】 最寄りのハローワーク

| 所名    | 所在地                                | 電話           |
|-------|------------------------------------|--------------|
| 山形    | 〒990-0813 山形市松町2-6-13              | 023-684-1521 |
| 米沢    | 〒992-0012 米沢市金池3-1-39 米沢地方合同庁舎     | 0238-22-8155 |
| 酒田    | 〒998-8555 酒田市上安町1-6-6              | 0234-27-3111 |
| 鶴岡    | 〒997-0035 鶴岡市馬場町2番12号 鶴岡第2地方合同庁舎1階 | 0235-25-2501 |
| 新庄    | 〒996-0011 新庄市東谷地田町6-4 新庄合同庁舎       | 0233-22-8609 |
| 長井    | 〒993-0051 長井市幸町15-5                | 0238-84-8609 |
| 村山    | 〒995-0034 村山市楯岡五日町14-30            | 0237-55-8609 |
| 寒河江   | 〒991-8505 寒河江市大字西根字石川西340          | 0237-86-4221 |
| 山形労働局 | 〒990-8567 山形市香澄町3-2-1 山交ビル3階       | 023-626-6101 |

## 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）

障がい者等、就職が特に困難な者を、ハローワーク等の紹介により継続して雇用する労働者として雇入れた事業主に対して、賃金の一部を助成するものです。

|                   |   |                      |                         |
|-------------------|---|----------------------|-------------------------|
| 実施主体              | 国（労働局）  |                      |                         |
| 対象者               | 障がい者等の就職困難者   |                      |                         |
| 期間<br>支給額<br>(総額) | 対象労働者   | 助成対象期間               | 支給総額                    |
|                   | 障がい者<br>(短時間以外)   | 大企業：1年<br>中小企業：2年    | 大企業：50万円<br>中小企業：120万円  |
|                   | 障がい者<br>(短時間)   | 大企業：1年<br>中小企業：2年    | 大企業：30万円<br>中小企業：80万円   |
|                   | 重度障がい者等<br>(短時間以外)  | 大企業：1年6ヶ月<br>中小企業：3年 | 大企業：100万円<br>中小企業：240万円 |
| 特記事項              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・短時間とは、週の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者をいいます。</li> <li>・雇入前後6ヶ月間に労働者の解雇を行っていないこと、雇用保険の適用事業主であることなど、支給要件がありますので、最寄りのハローワークまでお問合せください。</li> </ul> |                      |                         |

◎このほかの雇入に係る主な助成金

**特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）**（「発達障がい者」または「難病のある方」を雇用した場合に支給）

**特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）**（成長分野の業務等に従事させる事業主が、就職困難者を継続して雇用し職場定着に取り組む場合、特定求職者雇用開発助成金の他のコースより高額に支給）

【 問合せ先 】 最寄りのハローワーク

他にも様々な助成金があります

- ・ 障害者作業施設設置等助成金
- ・ 障害者福祉施設設置等助成金
- ・ 障害者介助等助成金
- ・ 職場適応援助者助成金
- ・ 重度障害者等通勤対策助成金
- ・ 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金
- ・ 障害者雇用相談援助助成金 など

【 問合せ先 】

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構山形支部  
高齢・障害者業務課

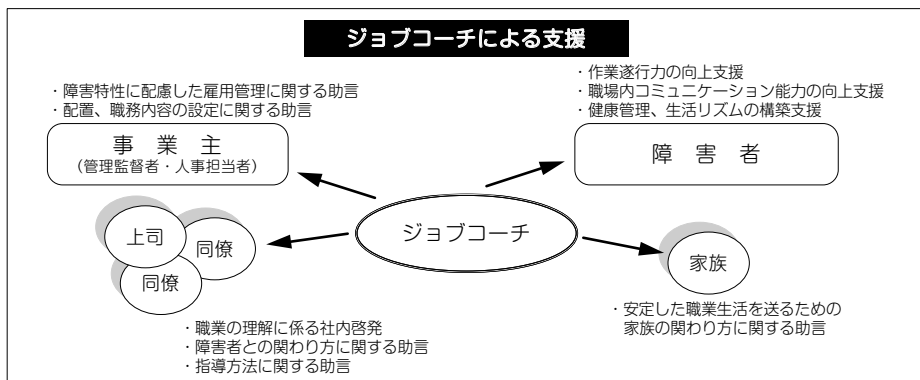
〒990-2161 山形市漆山1954 ☎ 023-674-9567  
FAX 023-687-5733 URL <https://www.jeed.go.jp>

詳しくは  
ホームページを  
ご覧ください。

## 職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援

障がい者、事業主及び家族に対して、障がい者の職場適応に関する支援を実施することにより、障がい者本人の職業生活の安定や職場の適切な雇用管理についての支援をします。

|      |   |
|------|---|
| 実施主体 | 山形障害者職業センター（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構）  |
| 対象者  | 事業所及び雇用（内定含む）されている障がい者とその家族   |
| 期間   | 1ヶ月から8ヶ月の範囲内で必要な期間を設定<br>標準的な期間は2ヶ月から3ヶ月<br>支援終了後も必要なフォローアップを行います。  |
| 特記事項 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・雇入れの前後を問わず、ジョブコーチが職場に出向いて、職場定着のために必要な支援を行います。</li> <li>・障がい者自身に対する支援だけでなく、事業主や職場の従業員に対しても、障がいの理解と障がいに配慮した対応方法などについての助言を行い、事業所の上司や同僚による支援（ナチュラルサポート）にスムーズに移行していくことを目指しています。</li> </ul> |



厚生労働省ホームページより引用

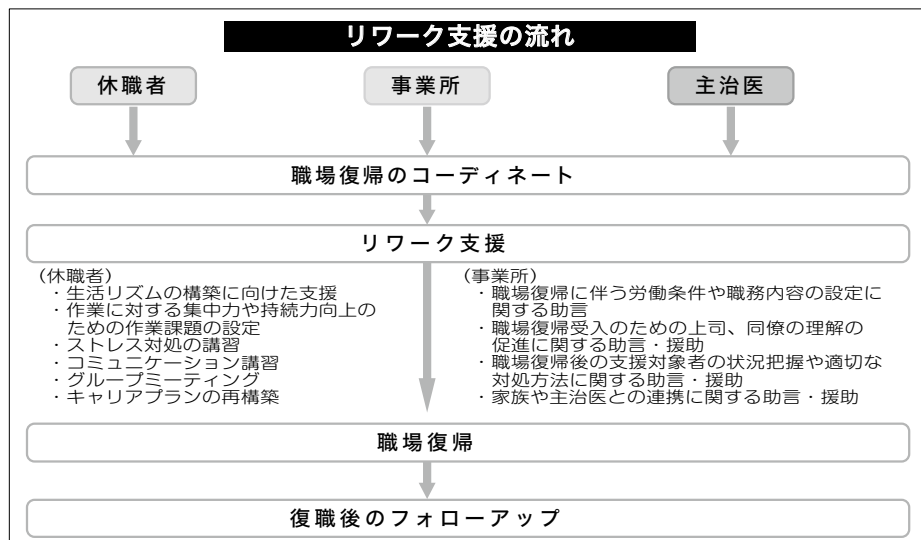
### 【 問合せ先 】

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構山形支部  
山形障害者職業センター  
〒990-0021 山形市小白川町 2-3-68  
☎ 023-624-2102 FAX 023-624-2179

## 職場復帰支援（リワーク支援）

精神疾患によるメンタル不調により休職している労働者が円滑に職場復帰できるよう、主治医及び事業主との連携の下で、障害者職業カウンセラーら専門スタッフが、個々の休職者に合わせて作成したリワーク支援プログラムに基づき復職支援をします。

|      |   |
|------|---|
| 実施主体 | 山形障害者職業センター（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構）  |
| 対象者  | 休職者（主治医の診断書等により精神疾患を確認できる方）及び事業所  |
| 期間   | 標準3ヶ月から4ヶ月（最長6ヶ月）<br>支援終了後も必要なフォローアップを行います。   |
| 特記事項 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・職場復帰のウォーミングアップとして、生活リズムの構築や、体力、集中・持続力の養成を図ります。</li> <li>・体調管理のしかた等、セルフケアスキルを高める支援を行います。</li> <li>・事業主の方には、職場復帰に係る準備と対処方法に関する助言を行います。</li> </ul> |



（資料出典）「精神障害者雇用管理ガイドブック」

### 【 問合せ先 】

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構山形支部  
 山形障害者職業センター  
 〒990-0021 山形市小白川町 2-3-68  
 ☎ 023-624-2102 FAX 023-624-2179

## ～ ケーススタディ ～

実際に障がい者雇用のための支援策を活用して就職に至った県内事例を紹介します。

### ① Aさん（精神障がい）の事例（関連P7、8、13）

製造の仕事を希望していた A さんは、インターンシップコース（製造補助科）を受講し、専門的な加工技術の基礎知識を習得して、指示された内容について確実にスキルを習得することができました。

しかし、自己評価が低く、訓練の継続に不安を訴えることがあったため、訓練受入事業所、障がい福祉支援機関、ハローワーク及び県立職業能力開発校の各担当者が連携して、丁寧に話を聞くなどして対応しました。その結果、Aさんの努力もあって、体調を崩すこともなく無事に訓練を修了することができました。

訓練受入事業所は、Aさんの能力を高く評価しており、インターンシップコースに引き続き、ジョブコーチ制度を活用しながら雇用することとしました。Aさんは、採用後も体調管理面等での支援を受けながら仕事に従事することになりました。

### ② Bさん（知的障がい）の事例（関連P7、8、11、13）

クリーニング工場で、シーツや毛布の仕上げ包装作業のインターンシップコース(クリーニング科)を受講したBさんは、前職があり、作業を処理する能力はあるものの、障がい特性ゆえのこだわりが強く、作業に時間がかかり、訓練当初は目標の半分程度しか作業ができませんでした。このままでは採用が難しいため、事業所と相談しながら、作業の見直しを行い、また苦手部分を自宅で練習することで改善を図りました。

その結果、Bさんは一連の作業が飛躍的に向上し、ほぼ目標の枚数を処理できるようになりました。Bさんの障がい特性から作業定着には時間を要することや事業所への障がい特性の理解のため、トライアル雇用とジョブコーチ支援制度を利用し、作業定着に励みました。

Bさんは、仕事としての作業も定着し、正規雇用のパート社員として勤務することができました。



## ■各種支援制度・相談窓口について

### 障害者就業・生活支援センター

村山：☎ 023-615-8152 / 最上：☎ 0233-23-4528  
置賜：☎ 0238-27-1856 / 庄内：☎ 0234-24-1236

職業生活を送る上で支援を必要とする障がいのある方に対し、就職に向けた準備や就職活動、職場での定着など就業に関する支援を行ったり、日常生活・地域生活に関する助言を行ったりしています。

### ハローワーク

関連 P11、12

専門援助部門の担当者が、障がい者の職業相談・職業紹介を行うほか、事業所に対し障がい者雇用に関する支援及び各種助成制度のご案内をします。

### 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構山形支部 山形障害者職業センター

関連 P13、14

障害者職業カウンセラーが障がいのある方に対し就職に向けた相談や職場適応・復職のための相談などを行うほか、事業所に対し雇用管理上の専門的な相談・助言を行います。

### 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構山形支部 高齢・障害者業務課

関連 P6、12

障害者雇用納付金制度に基づく申告・申請の業務及び各種助成金業務を行うほか、障害者職業生活相談員資格認定講習の開催など、雇用管理にかかる講習等も実施しています。

### 山形県立山形職業能力開発専門学校 山形県立庄内職業能力開発センター

関連 P7、8、15

障がい者が仕事に必要な知識と技能を実践的に身につけるための各種職業訓練を実施しています。

なかでも、事業所内を訓練場所とする「インターンシップコース」においては、事業所の業務概要に沿った実践的な職業訓練を行います。



山形県障がい者雇用優良事業主認定制度

〈発行〉

山形県産業労働部 雇用・産業人材育成課

〒990-8570 山形市松波2-8-1 ☎ 023-630-2711

リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。